熊本県立大津高等学校「学校いじめ防止基本方針」(改訂版)

令和6年(2024年)3月19日 熊本県立大津高等学校

本校では、いじめ防止のために以下の基本方針を定めます。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と *1 一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は*2 物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※1 同学年、同クラス、同部活動、先輩(上級生)・後輩(下級生)等をいう
- ※2 身体的な影響、金銭・物品強要等をいう

3 いじめに対する認識

教職員・生徒・保護者など一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

いじめは、どの学校でも、どの生徒にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めてはならない。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気を醸成する必要がある。

4 いじめの防止等対策委員会の設置

(1) 構成員

副校長、教頭、事務長、主幹教諭、各学年主任、生徒指導主事、保健主事、人権教育主任、 特別支援教育コーディネーター、養護教諭、舎監長、生徒指導部いじめの防止担当、 専門家委員(スクールカウンセラー)、情報集約担当者として生徒指導主事を充てる

(2)役割

- ア 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、 関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携 といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

オ 学校基本方針の策定や見直し、取組のチェック、いじめ防止への取組やいじめへの対処のケースの検討、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルの視点から検証を担う役割

5 年間計画

(1) いじめ防止等の年間計画

4月	「学校いじめ防止基本方針」の共通理解(年度当初の職員会議) 相談窓口の周知、本校スクールカウンセラー(SC)の紹介(入学式) 生徒指導主事による講話(1 学期始業式、1 年宿泊研修時) 思春期健康教育講話(1 年宿泊研修時にSCによる講話) 相談窓口の周知(PTA総会時にSC・SSW事業、SCの来校日の周知等) 面談旬間(二者面談、全クラス)の実施
5月	職員研修(いじめの防止等①) ・いじめ問題への対応マニュアル(学校経営案)の確認 ・生徒向け研修の事前研修 ストレス対処教育プログラムの実施(全クラスLHRにて、プログラムは学年毎)
6月	心のきずなを深める月間 生徒会による「学校いじめ防止宣言」の確認 携帯電話・スマートフォンの適正利用に関する講話(外部講師) 心のアンケート(1学期)
7月	「命を見つめる日」の実施 第1回いじめの防止等対策委員会
8月	生徒指導主事による講話(2学期始業式) 恕のこころウィーク
9月	命の大切さを学ぶ教室
11月	心のアンケート(2学期)
12月	第2回いじめの防止等対策委員会
1月	職員会議(いじめの防止等②) ・重大事態対応マニュアルの確認 ・いじめの防止等対策委員会の報告及び現状理解 生徒指導主事による講話(3学期始業式)
2月	心のアンケート(3学期) 第3回いじめの防止等対策委員会
3月	合格者説明会でSCの紹介

(2) いじめの未然防止の取組と実施時期

- ○道徳教育・規範意識を育む教育
- ・本校や高校生の取り組みの成果を知らせることによって、仲間意識の醸成や大高生としての 帰属意識を育む。(通年)
- ・集会、HR等あらゆる機会をとらえ、規範意識を育む話をする。(通年)
- ・修学旅行や宿泊研修等の行事を通して、時間厳守や集団行動の意義を理解させる。(通年)
- ○人権教育
- ・いじめや差別のない学校・社会の構築に向けた人権教育LHRを行う。(各学期)
- ・熊本県人権子ども集会への参加を募る啓発活動を行う。(9月)

○体験活動

- ・町内美化活動や花植えボランティア等を実施することで、自己有用感、自他が共に協力し認め合う心を育てる。(通年)
- ・クラスで1人1役の委員・係を受け持つことで、責任感や集団の一員として自覚をし、自他を認める心を育てる。(通年)

○情報モラル教育

- ・携帯電話・スマートフォン使用時のマナー、インターネットの適切な利用法等を学び、情報 モラルや適切な人間関係を身に付ける学習を行う。(通年)
- ・PTA総会で、保護者に対して、SNSの利用に関する家庭ルールの構築を提案する。(4月)

○生徒会活動

- ・生徒会便りで、いじめ防止に関する記事を継続して掲載し、生徒や保護者へ啓発を行う。(通 年)
- ・より多くの生徒が楽しめるよう、学校行事の企画・運営に当たる。
- ・「いじめ防止宣言」について、毎年確認及び検討を行い、全校生徒に周知する。(通年)
- ○「心のきずなを深める月間」
- ・からかいやインターネット (SNS等) の利用に焦点を当て、安易な気持ちがいじめに発展する危険性を学び、いじめを見逃さない感性を育てる LHR を行う。(6月)
- ○「命を大切にする心」を育む指導プログラム
- ・SC による「思春期健康教育講話」を実施する。(4月)
- ・朝読書を活用し、命について考える機会とする。(7月)
- ・「命の大切さを学ぶ教室」を実施し、生涯にわたって自らの命と他者の命を尊重できる心を育む。(9月)
- ・生(性)教育において、他者とのよりよい関係のあり方や、自らのこれからの生き方について考える。(1・2月)

○授業改善等に関わる取組

- ・授業中の話し合いやグループワークの積極的な活用を通して、他者の良さに気付き、自分と 異なる意見や感情を理解する心を育てる。(通年)
- ・教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。 (通年)

(3) いじめの早期発見の取組と実施時期

- ○アンケート調査・個別面談
- ・面談旬間を設け、担任による生徒全員の面談を実施して、いじめの早期発見と生徒の悩みや 問題の解決を図る。(4月・9月)
- ・「心のアンケート」を実施し、いじめの兆候を察知する。(6月・11月・2月)
- ・スマートフォン等で不安や悩みなどを匿名で書き込めるツールを活用し、書き込まれた内容 については必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して早 急に対処する。(通年)
- ・「宅習調査」で生徒の学習状況と生活リズムの把握を行い、必要に応じて面談を実施する。(通 年)

○教育相談

- ・教育相談室・面談室・保健室を利用して、昼休み及び放課後を中心に行う。(通年)
- ・月2回程度の教育相談部会を開き、各学年の情報を集約する。(通年)

- ・「保健だより」を毎月発行して、教職員やスクールカウンセラー等に相談しやすい雰囲気を醸成する。(通年)
- ○スクールカウンセラー相談窓口の周知
- ・「保健だより」を発行して、本校の教育相談体制を全校生徒に周知する。(6月)
- ・スクールカウンセラーの来校日を、生徒・保護者連絡ツール、ホームページ等を通じて生徒 及び保護者に周知する。(通年)
- PTA総会で本校の教育相談やスクールカウンセラーについての概要を周知する。(4月)
- ○校内研修
- ・いじめの防止、早期発見に資する職員研修を行い、いじめを見逃さない感度を高める。(各学期)

6 いじめに対する措置

発見されたいじめ事案への対応

○被害生徒とその保護者への支援

被害生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、被害生徒にも責任があるという考え方は あってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を傷つけ ないよう留意する。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。被害生徒や保護者に対し、徹底して支援することや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、被害者の安全を確保する。

あわせて、被害生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう環境の確保を図る。必要に応じて、カウンセラーなど外部専門家の協力を得る。

○加害生徒への指導と保護者への助言

加害生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

加害生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、特別指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をし、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめ行為の背景にも目を向け、加害生徒の健全な人格の形成に配慮する。

○集団への対応

集団に対しても自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを注意することはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育てる。

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件(ア)及び(イ)が満たされている必要がある。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、一定期間が経過した段階で判断する。

(イ)被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

特に、寮、下宿生活を送っている生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。

8 重大事態への対処

(1)学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

- (ア) 重大事態の意味
 - ○いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ○いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- (イ) 重大事態の発生報告等

重大事態が発生した場合には、次に掲げる事項を記載した報告書、その他の関係書類を 県教育委員会に提出する。

(1) 重大事態の発生日時

- (2) 重大事態の発生場所
- (3) 重大事態に関係する生徒等の氏名
- (4) 重大事態の概要
- (5) 重大事態の調査の実施主体に係る意見
- (ウ) 重大事態の調査の実施主体の決定等

報告書その他の関係書類の内容を踏まえ、重大事態の調査の実施主体を教育委員会と本校のいずれにするかは教育委員会が決定する。

(エ) 本校における重大事態の調査の実施、調査委員会の設置等

重大事態の調査を本校で行う場合には、県教育委員会から重大事態の内容に応じ調査に 参加することが適当と判断される法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経 験を有する専門家等の推薦を受ける。

校長は、重大事態の調査を行う組織として、いじめの防止等対策委員会を構成する者の うちから校長が指名する者及び校長自ら依頼をする者、また、教育委員会が推薦する専門 家等から構成される「調査委員会」を設置する。

調査委員会の委員の過半数は、専門家等とする。調査委員会は委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。

(オ) 調査結果の報告等

調査委員会による重大事態の調査を終了したときは、校長は、その結果について速やかに報告書を作成し、当該報告書を教育委員会に提出する。本校が行った重大事態の調査報告書については、県教育委員会を通じてその写しが知事に報告される。

(カ) その他

- ・調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も 同様とする。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対し重大事態の調査に関する情報提供を行う場合 には書面によることとする。
- ・調査委員会の庶務は、本校において行う。

(2)調査結果の報告を受けた知事による再調査

ア再調査

知事は、必要があると認めるときは、調査の結果について「熊本県いじめ調査委員会」に おいて再調査を行う。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったときは、知事はその結果を議会に報告する。

- ・平成28年(2016年)12月一部改訂
- · 令和元年(2019年)12月一部改訂
- · 令和3年(2021年)2月一部改訂
- · 令和5年(2023年)3月一部改訂
- · 令和6年(2024年)3月一部改訂